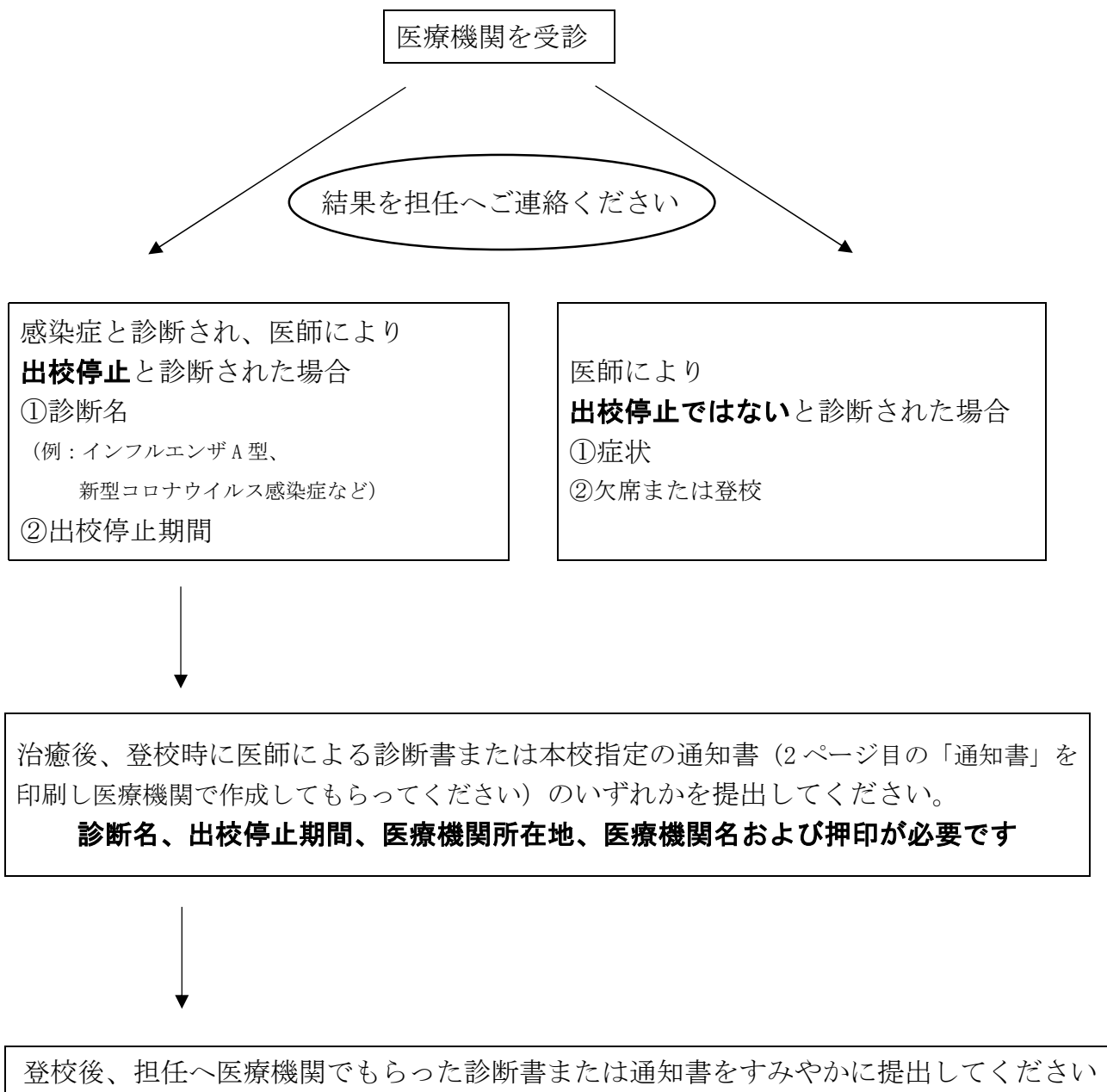


<学校感染症の対応について>

体調不良（高熱や強い症状）の場合、以下の流れで対応してください。



通 知 書

享栄高等学校長殿

受診患者 _____ 様（男・女）
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 才

上記の者は学校保健安全法第19条に基づく同施行規則第18条にあげられている「 _____ 」と診断する。

よって、 _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日頃まで治療・休養を必要と通知する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関所在地

及び名称

医 師 名

印

* 学校保健安全法施行規則第18条による学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）

第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

（ _____ 年 _____ 組 ）